

船舶事故調査報告書

令和4年6月8日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年9月22日 13時00分ごろ
発生場所	長崎県対馬市豆酏漁港 豆酏港沖防波堤西灯台から真方位043°330m付近 (概位 北緯34°06.8′ 東経129°11.3′)
事故の概要	漁船舞丸は、北北西進中、また、プレジャーボートみたか丸は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和3年10月12日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 舞丸、4.9トン NS3-505777（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート みたか丸、0.4トン NS3-89801（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型 B 船長B、二級小型
負傷者	A なし B 軽傷 1人（同乗者）
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 右舷側外板に亀裂等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約1.5～2.0m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、豆酏漁港に帰港する目的で、約17ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で船首浮上により船首方に両舷約10°ずつ死角がある状態で北西進した。 A船は、豆酏港沖防波堤（以下「本件防波堤」という。）までの距離が約1,000mになったところで、左舷方から風力5の風と波高約1.5mの波を受けるようになったので、船長Aが本件防波堤の東側から入港しようと手動操舵とし、速力を徐々に減速しながら約12knの速力で北北西進した。 船長Aは、船首を左右に振って死角を補う見張りを行った際、前方に他船を見掛けなかったため他船はいないと思い航行を続け、その後、レーダー映像を確認した際、船舶の映像が映っていなかったため、前方に他船はいないと思い航行を続けた。 船長Aは、本件防波堤の手前500m付近で電話がかかり、もうすぐ入港する旨を伝えて切った後、本件防波堤を通過しようとした際、目の前にB船を認め、慌てて左舵一杯を取り、クラッチを後進に入れ

	<p>たが間に合わず、A船の船首部外板がB船の右舷舷縁を擦るように衝突した。</p> <p>船長Aは、防波堤や消波ブロックによりレーダー映像が乱反射して小型船が見にくいことがあるので、本件防波堤の手前でもう一度船首を振って死角を補う見張りを行えばよかったと本事故後に思った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、本件防波堤北東端から北北東方約150mで船首を南西方に向けて釣りを行いながら漂泊中、船長BがA船を左舷方に認めた。</p> <p>船長Bは、A船の船首がB船の西方を向いているように見えたので、B船の西側を通過すると思い、釣りを行いながら漂泊を続けた。</p> <p>B船は、風浪に圧流されながら船首が南東方を向いた際、船長Bが右舷船首方至近に接近するA船に気づき、慌ててクラッチを入れようとしたが入らず、船長Bは操舵室左舷側に避難し、同乗者は船首から海中に飛び込んだところ、A船と衝突した。</p> <p>船長Aは、船長Bと同乗者の負傷の有無とB船の損傷状況を確認した後、それぞれ自力で航行して着岸した。</p> <p>船長A及び船長Bは、海上保安庁に本事故の発生を通報していなかった。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、船首浮上による死角が生じた状態で北北西進中、船長Aが、前方に他船はいないと思い、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、船首を振って死角を補う見張りを行った際に他船を認めなかったこと、その後レーダー映像を確認した際、船舶の映像が映っていなかったことから、前方に他船はいないと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、漂泊中、船長Bが、A船を認めた際、B船の西側を通過すると思い、釣りを行いながら漂泊を続けたことから、A船が接近していることに至近となるまで気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、A船の船首がB船よりも西方を向いているように見えたので、B船の西側を通過すると思ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が北北西進中、B船が漂泊中、船長Aが、前方に他船はいないと思い、船首浮上による死角が生じた状態で航行を続け、また、船長Bが、A船を認めた際、B船の西側を通過すると思い漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、船首浮上による死角が生じた状態で航行中、前路に航行の支障となる他船はいないと思わず、防波堤近くでは、再度船首

を振るなどして死角を補う見張り行ったり、速度を落としたりして航行すること。

- ・ 小型船舶の船長は、漂泊して釣りをを行う際、接近する他船を認めた場合、継続して同船の動きを確認し、必要があれば余裕のある時機に船体を移動させるなど衝突を避けるための措置を採ること。
- ・ 船長は、事故発生後、速やかに海上保安庁に通報すること。